

令和3年度 特色ある教育活動等推進事業要項

1 目的

三戸地方教育研究所は、三戸町及び田子町が個々に抱えている教育課題を解決するため、各町が行う特色ある教育活動や教員研修並びに教育推進研究（以下「特色ある教育活動等」という。）の支援を通し、当該教育課題解決に資することを目的とする。

2 対象事業

各町の小中学校や教育機関（以下「小中学校等」という。）が行う「特色ある教育活動等」推進事業は、次に掲げる事業とする。

- （１）校種間連携教育の推進に関わる事業
- （２）その他教育課題解決に必要なと認められる事業

3 支援の内容

「特色ある教育活動等推進事業」の実施に必要な講師、助言者、指導者等（以下「講師等」という。）の派遣やその他事業実施に必要な次に掲げる経費の支出とする。

- ① 講師等の謝金
- ② 講師等の旅費
- ③ 事業実施に必要な消耗品その他の経費

4 予算

- （１）各町の配分枠は、原則として13万円以内とする。
- （２）講師等謝金の算出にあたっては、特別な事情等がある場合を除き、青森県の規定（参考資料）を基準として算出するものとする。

5 実施までの手続き

- （１）小中学校等は、三戸地方教育研究所（以下「三教研」という。）所長に、「特色ある教育活動等推進事業計画案」[様式1]（以下「事業計画案」という。）を、原則として、毎年度5月10日までに提出するものとする。
- （２）三教研所長は、原則として、5月末までに当該事業計画案を基に支援の可否及び支援額を決定し、その旨文書で小中学校等へ連絡するものとする。
- （３）当該事業に係る講師等の派遣依頼については、小中学校等がこれを行うものとし、謝金、旅費及び消耗品費等の支出事務は、三教研事務局がこれを行うものとする。
- （４）その他、実施に必要な事項は、三教研所長が、別に定めるものとする。

6 実施後の手続き

- （１）小中学校等は、当該事業終了後、すみやかに三教研所長に、「特色ある教育活動等推進事業実施報告書」[様式2]を提出するものとする。

（参考資料）

・教授	1時間あたり	7,300円
・校長		4,400円
・教頭		3,700円
・教諭		2,400円